

令和 7 年度 阿仁スキー場 高圧ケーブル劣化診断委託 実施設計書													
業 務 番 号				観森ス委第 1 号									
業 務 場 所				北秋田市阿仁鍵ノ滝字鍵ノ滝 地内									
業務概要								事業主体名		北秋田市			
(1) 高圧ケーブル劣化診断 (2) 諸経費 N=1式 N=1式								施工期間		日間			
								着工年月日		契約締結日の翌日			
								完成年月日		令和7年12月26日			
								工事費		円			

本業務費内訳書

業務名	阿仁スキー場 高圧ケーブル劣化診断委託						No. 1
業務区分	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
阿仁スキー場 高圧ケーブル劣化診断委託							
(1) 高圧ケーブル劣化診断							
(2) 諸経費							
業務費 計							
小 計							
小計 (端数調整)						千円未満切り捨て	
消費税	10%						
合 計							

本工事費内訳書

[illegible]

阿仁スキー場 高圧ケーブル劣化診断委託
特記仕様書

第1条 適用範囲

本仕様書は、観森ス委第1号 阿仁スキー場 高圧ケーブル劣化診断委託に適用する。

第2条 場所

本業務の実施場所は、秋田県北秋田市鍵ノ滝字鍵ノ滝 地内で、別添位置図の示すとおりである。

第3条 期間

本業務の期間は、契約締結日の翌日から令和7年12月26日までとする。

第4条 業務内容

本業務の内容は、次のとおりである。

(1) 高圧ケーブル劣化診断

※ 不明な点等については、発注者へ確認すること。

第5条 事業者条件

本業務は電験資格保有者の監督の下において実施する必要があるため、電験1種、電験2種および電験3種のいずれかの資格保有者を3名以上有している事業者であることとする。(根拠法令：電気事業法第43条)

(事業者条件を設定する理由)

阿仁スキー場に設置してある自家用電気工作物は、高圧 6600Vを受電していることに加え、構内第1柱から山頂まで4km以上離れており、本業務を行う際に電験資格保有者1名のみでは管理の範囲を超える特殊な環境であると考えている。

また、万が一、高圧機器操作の際に誤った操作を行った場合、阿仁スキー場の周辺にある施設を巻き込んで停電となってしまう等、周辺一帯に影響が及んでしまう波及事故などの重大事故に繋がる恐れがあり、高圧機器の開閉操作は電験資格保有者が行う必要がある。

なお、本業務の対象ケーブルは、ゴンドラ山頂駅舎、ゴンドラ山麓駅舎、第一ロマンスリフト山頂駅舎および第二ロマンスリフト山頂駅舎の4箇所に設置されている自家用電気工作物等に接続されているため、電験資格保有者が

最低でも3名必要である。(ゴンドラ山頂駅舎と第二ロマンスリフト山頂駅舎は近接しているため1名で作業可能)

第6条 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 診断結果報告書 紙媒体×2
- (2) 診断結果報告書 電子データ×1

第7条 その他

- (1) 本業務に関する法令、条例及びその他関係法令等を遵守し、必要な届出、手続き等は受注者がこれを代行する。

また、これに要する費用は、本業務費に含めて受注者の負担とする。

- (2) 業務中に発生した産業廃棄物は、廃棄物処理法の規定に従い、受注者側の責任において適正に処理すること。
- (3) 施設に損傷等があった場合は必ず原状復旧すること。

阿仁スキー場 高圧ケーブル劣化診断委託 位置図



場所：北秋田市阿仁鍵ノ滝字鍵ノ滝79-5 地内

